



附属資料

1 大和市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年大和町条例第9号）により設置された大和市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- (3) その他本市における子ども・子育て支援に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育、保育、保健福祉等の事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市長が行う公募に応じた市民
- (8) その他市長が必要と認めた者

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 子ども・子育て会議に、別に定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員から会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員からあらかじめ部会長の指定する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

（意見等の聴取）

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援主管課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 大和市子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年4月1日現在)

	区 分		氏 名	所 属 等
1	教育、保育、保健 福祉等の事業に 従事する者	小学校代表	土佐野 睦	市立中央林間小学校 校長
2		幼稚園代表	粂山 健	モミヤマ幼稚園 園長
3		認可保育所代表	大槻 まゆ	ほいくえん虹の子 園長
4		認定こども園代表	横森 司	中央林間幼稚園 園長
5		厚木保健福祉事務所 大和センター代表	宮崎 晃子	厚木保健福祉事務所大和センター 保健福祉課長
6		大和市医師会 小児科医代表	友野 順章	とものこどもクリニック 院長
7	子ども・子育て支 援に関する事業 に従事する者	民生委員・児童委員 協議会代表	畠山 俊次	鶴間地区民生委員・ 児童委員協議会 会長
8		子育て支援NPO 法人代表	館合 みち子	特定非営利活動法人 地域家族しんちゃんハウス 理事長
9		放課後児童クラブ代表	本多 青葉	大和市学童保育連絡協議会 副会長
10		青少年育成団体代表	小川 陽子	大和市子ども会連絡協議会 会長
11		地域若者サポートステー ション代表	高橋 清樹	神奈川県県央地域若者 サポートステーション
12	学識経験者	学識経験者	福元 真由美	青山学院大学 教育人間科学部 教育学科 教授
13	事業主代表	事業主代表	伊藤 健司	大和商工会議所 常議員
14	労働者代表	労働組合代表	中尾 隆徳	県中央地域連合 事務局長
15	関係行政機関の 職員	児童相談所代表	原 和子	神奈川県大和綾瀬地域児童相談 所 子ども支援課長
16	市民公募	子育て当事者代表	岡戸 武彦	市民公募委員
17			松岡 健太郎	市民公募委員

3 用語解説

用語	説明
【ア行】	
医療的ケア児	経管栄養や導尿、痰の吸引、インスリン注射などの医療的ケアが日常的に必要な子ども。
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児等が必要とする保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う。
インクルージョン	障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容をいう。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションしたりするサービスのこと。
親育ち	こどもの成長とともに親としての意識や能力が身につくこと(また、そのさま)をいう。
【カ行】	
確保方策	教育・保育または地域子ども・子育て支援事業の提供体制に関する確保の内容およびその実施時期をいう。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、アンケート調査等により算出した量の見込みに対応して設定する。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。各種相談窓口担当者など、関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなっていただけよう研修等を行っている。
子育て	様々な体験や経験、同世代のこどもとの関わりなどを通じて、こども自身が自らの力で心身ともに成長することをいう。
こども食堂	こどもの「孤食」を少しでも減らすとともに、こどもが安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を目的として、無料または安価な料金で食事の提供等を行う場所。

用語	説明
こどもの居場所づくりに関する指針	地域で人とのつながりが希薄化する中、児童虐待の相談対応件数が増加し、不登校の児童や生徒、小中高生の自殺者も増えている。こうした状況から、子どもが自宅や学校以外で安心して過ごせる場の普及を目指す指針として策定されたもの。(令和5年12月12日閣議決定)
こどもまんなか応援サポーター	こども家庭庁では、こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、自らも「こどもまんなか」に向けたアクションに取り組む個人、企業、団体、自治体を「こどもまんなか応援サポーター」と位置づけ、機運の醸成を図っている。
こもりびと	大和市では、ひきこもりの状態にある人を「こもりびと」と称し、令和元年から福祉総務課内にこもりびと専門の相談窓口を設置している。
【サ行】	
産後うつ	産後に気分が沈み、日常生活でそれまで楽しいと思っていたことが楽しいと思えなくなったり、物事に対する興味がなくなったりする症状が出産後2週間以上持続する。
産後ケア事業	産後ケアを必要とする出産後の1年を経過しない女子および乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。
潜在保育士	保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として就業していない人。
【タ行】	
待機児童	保育の必要性が認定され、保育所等の利用申込をしたにもかかわらず、定員超過等により利用できなかった児童。 なお、国の指針により、利用できなかった児童のうち、特定の保育所等のみを希望していたり、求職活動を休止していたりするなどの場合には待機児童には含まれない。
等価可処分所得	世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得として算出するもの。これを基に相対的貧困率を算出する。
特別支援教育スクールアシスタント	通常の学級において、LD(学習障害)、ADHD(注意欠如・多動症)等の特に配慮を要する児童・生徒に対し一人ひとりの教育的ニーズに合ったきめ細かな支援を行う職員。
特別支援教育ヘルパー	市内の小学校・中学校に在籍する教育上配慮を要する児童・生徒に、車いすでの移動の補助、集団生活に入るための援助、食事やトイレの援助など、教育的ニーズに応じた個別の支援を行う職員。

用語	説明
【ナ行】	
ネグレクト	児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。
【ハ行】	
伴走型支援	深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援。
1人1台端末	GIGA スクール構想※により、全国の小中学校に児童生徒 1 人 1 台の情報端末を配備したもの。 ※GIGA スクール構想とは Global and Innovation Gateway forAll(全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)の略。小中高等学校などの教育現場において、児童・生徒各自が使用するパソコンやタブレットといった ICT 端末と通信ネットワークを一体的に整備することで、教育 ICT 環境を実現する取組。
不育症	流産、死産を 2 回以上繰り返す状態をいう。
ブックスタート事業	親と子の触れ合いを深めることを目的として乳幼児に絵本を贈る活動。市では、4 か月児健康診査の会場で実施し、健診会場で読み聞かせボランティアと図書館職員が実際に絵本の読み聞かせを行い、ブックスタート・パックをプレゼントしている。
ペアレント・トレーニング	こどもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。
保育コンシェルジュ	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等の情報を提供するとともに、必要に応じて相談・助言等を行う専門の相談員。
放課後子ども教室(ひろば)	地域の方や保護者が務める運営スタッフのもと、外遊びや工作、読書等の活動ができる事業。
放課後寺子屋やまと	主に教職員経験者で構成される「コーディネーター」と教員免許をもった「学習支援員」によるサポートのもと、宿題をはじめ、国語と算数を中心としたプリント学習等に取り組んだり、学習したことを生かして、友達と活動したりできる事業。
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。

用語	説明
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条の規定に基づき、ひとり親家庭の方を対象として、主に仕事や子育てなど、生活上の様々な相談に応じ、その方が利用できる制度の紹介やアドバイスを行う職員。
【ヤ行】	
やまと SOGI 派遣相談	性的指向や性自認に関する悩み・相談を専門の相談員が伺う。 ※性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって、SOGI(ソジ)と呼ぶ。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている 家事や家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども。
【ラ行】	
量の見込み(教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み)	教育・保育または地域子ども・子育て支援事業について、どのくらいの需要があるかを想定し利用人数を設定するもの。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、利用状況や利用希望(アンケート調査等によって把握)を踏まえて、分析、評価して算出する。
レジリエンス教育	困難や逆境に直面したときにそれを乗り越える力を養う教育を指す。
レスパイト	一時的中断、休息、息抜きを意味する言葉。医療用語では、在宅で介護をする家族などの介護者を、介護から開放して休息させることを目的とした「レスパイトケア」や「レスパイト入院」などの言葉がある。



【表紙・裏表紙イラスト】

ほやの あやこ HOYANO AYAKO

(「第5回 YAMATO イラストレーションデザインコンペ」優秀賞受賞)